

## 千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区 現行の建築制限と条例による建築制限の比較表(案)

建築物の建築制限 <input type="checkbox"/> …建てられる用途 <input checked="" type="checkbox"/> …建てられない用途 ■、▲ …面積、階数、用途等の制限あり		現行制限	条例	備考
		商業地帯	商周千業 業に 務ぎ 地わ 東 区い 口	
住宅、兼用住宅(居住の用に供する部分に限る)、共同住宅、寄宿舍、下宿			▲	▲1階又は2階に住宅等の用途を制限 1階又は2階の住宅等の用途に供する出入口などが、その階の床面積の合計の2分の1未満であるものは制限から除く
店舗等				
事務所				
ホテル、旅館				
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等			
	カラオケボックス等			
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券販売所			
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等			
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			
	大学、高等専門学校、専修学校等			
	図書館、博物館、美術館等			
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等			
	神社、寺院、教会等			
	病院			
	公衆浴場、診療所、保育所等			
	老人ホーム、福祉ホーム等		▲	▲1階又は2階に住宅等の用途を制限 1階又は2階の老人ホーム等の用途に供する出入口などが、その階の床面積の合計の2分の1未満であるものは制限から除く
	老人福祉センター、児童厚生施設等			
	自動車教習所			
工場・倉庫類	単独車庫(附属車庫を除く)			
	建築物附属自動車車庫		▲	▲1階又は2階に住宅等の附属自動車車庫を制限 1階又は2階の住宅等の附属自動車車庫が、出入口などと合わせて、その階の床面積の合計の2分の1未満であるものは建築可
	倉庫業を営む倉庫			
	倉庫業を営まない倉庫		▲	▲1階又は2階に住宅等の附属倉庫を制限 1階又は2階の住宅等の附属倉庫が、出入口などと合わせて、その階の床面積の合計の2分の1未満であるものは建築可
	畜舎			
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■		■作業場の床面積は150㎡以下のもの
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■		■作業場の床面積は150㎡以下のもの
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場			
	危険性が大きいか著しく環境を悪化させるおそれがある工場			
	自動車修理工場	■		■作業場の床面積は300㎡以下のもの
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設		
量が少ない施設				
量がやや多い施設				
量が多い施設				
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		■		■都市計画決定が必要

※この表の建築制限項目については簡潔に表現しているため、条文の表現と必ずしも同じものではありません。